

令和3年度会費及び賛助会員費（案）

令和3年度の会費及び賛助会員費は徴収しないこととする。

【参考】

「直江津港湾協会規約」より抜粋
(会費の納付等)

第8条 通常会員は、毎年次の会費を毎年度開始後3か月以内に納入しなければならない。

ただし会長が必要に応じ会費を免除することができる。

個人	3,000円	個人以外	5,000円
----	--------	------	--------